

平成 31 年 4 月 10 日
渋谷区立上原中学校

平成 31 (令和元)年度 部活動のきまり

1 目的

- ① 部活動は、生徒の個性・特技をのばすとともに、協力や奉仕、友愛の精神を養い、豊かな人間性をもった社会人としての資質を育てる。
- ② 部活動は、自己存在感を獲得させ、共感的な人間関係を育成し、可能性を開花させる場であり、上原中学校の教育を支える。

2 仮入部・入部・退部について

〔仮入部〕

- ① 新入生の入部に向け、4 月に 2 週間程度の仮入部期間を設ける。
- ② 仮入部をする際には、「仮入部カード」に保護者印をもらい、事前に担任に提出し参加する。

〔入部〕

- ① 部活動に入部希望の生徒は、事前にその部活の仮入部に参加し、保護者の同意を得て入部をする。
- ② 入部申し込みは、「入部届」に必要事項を記入の上、担任へ提出する。活動費は各部の保護者会で提出する。
- ③ 下の i、ii に該当する場合、それぞれの顧問の許可を得られれば、兼部をすることができる。
i…文化部と文化部の兼部 ii…運動部と文化部の兼部
- ④ 上記 i、ii の場合でも、兼部できる部活動は 1 つとする。(所属部活動が 2 つ)ただし、第 1 部活動、第 2 部活動を決め、試合や発表会などの活動が重なった場合は、第 1 部活動を優先する。
- ⑤ ボランティア部については、第 3 部活動として兼部を認める。

〔退部〕

- ① 退部の際は、顧問または担任から退部届をもらい、必要事項を記入の上、顧問または担任まで提出する。

3 活動日・活動時間について

- ① 平日の活動時間は、放課後(5 校時:15 時～、6 校時:16 時～)とし、18 時 00 分を完全下校(正門を出る)とする。
※ただし、公式戦の一週間前に限り 18 時 30 分の完全下校を認める。
- ② 日直や清掃、委員会、行事練習などの活動は、部活動より優先される。
- ③ 朝練習を行う場合、活動時間は 7 時 30 分から 8 時 05 分までとし、朝礼・朝学活に支障の出ないようにする。また、7 時 20 分よりも早く登校しない。

- ④ 休日に活動する場合、活動時間や活動場所は部活動ごとに決定する。
- ⑤ 職員会議などが行われる日(主に水曜日)は、原則として外部指導員などが活動場所にいることを条件に、15 時を活動開始とする。
- ⑥ 定期考査 1 週間前は、原則として活動はない。

4 安全管理について

- ① ケガをしているときや体調のすぐれないときは、無理をせず身体を休める。部活動を休む場合は、必ず顧問に連絡する。
- ② 授業中に保健室で休養をした日は、原則として活動中止となる。
- ③ 水分補給のため、必ず水筒を用意し、危険な状況が想定される場合は活動を中止する。
- ④ バレーボールやバドミントンの支柱などを運ぶとき、体育館の床を傷つけない。
- ⑤ 体育館では、飲料水以外の水分や土砂などの持ち込み、粘着性の強いテープ類の使用は禁止する。
- ⑥ 体育館使用後は、必ずモップなどでカラ拭きし、清掃と同時に床の異常を確認する。
- ⑦ 活動を行うときは、顧問の指示に従い、個人でも安全管理につとめること。

5 更衣・用具について

- ① 活動中の服装は、各部で認められた服装とする。
- ② 活動日の更衣は体育館棟の更衣室で行い、荷物は全て活動場所に持参する。
- ③ 活動に必要な用具は、許可を得た場所に保管し、靴箱や更衣室などに放置しない。
- ④ 対外試合や発表会などで用具を持ち出した場合は、顧問の指示に従い責任をもって返却する。
- ⑤ 活動終了後、当番の部活動は更衣室を清掃し、最後に顧問の点検を受ける。
- ⑥ 活動終了後、生徒は教室や更衣室に戻らないようにする。

6 その他

- ① 普段の生活と同様に、平日・土日に関わらず、帰宅途中の買い食いなどはしてはならない。
- ② 平日・休日に関わらず、自転車を利用しての登下校は禁止する。
- ③ 休日の活動日でも不要物の持ち込みは禁止とする。対外試合や発表会等でも同様である。
- ④ 水筒を持参する場合、中身は水、お茶、スポーツドリンクに限り、ペットボトルは禁止する。
- ⑤ 給食がない日に活動する場合、弁当を持参し、顧問に指定された場所で食べることができる。
- ⑥ 対外試合や発表会などに参加する場合、上中生としての自覚をもって行動する。
- ⑦ 上中生として大きな声で元気よく、さわやかな挨拶をする。